

平成 2 7 年第 2 回定例会

小清水町議会会議録

平成27年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年3月10日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発議第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発議第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 意見案第 1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）の提出について
- 第 8 意見案第 2号 農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）の提出について
- 第 9 決議第 1号 教育委員会の中立性を堅持する決議（案）の提出について
- 第10 議案第 3号 小清水町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第12 議案第 5号 小清水町教育長の服務に関する条例制定について
- 第13 議案第 6号 小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 7号 小清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 8号 小清水町特別養護老人ホーム条例の制定について
- 第16 議案第 9号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第10号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第11号 平成26年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について
- 第19 議案第12号 平成26年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第13号 平成26年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第14号 平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第22 議案第15号 平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第16号 平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第24 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第25 同意第 2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第32 議案第17号 平成27年度小清水町一般会計予算について
- 第33 議案第18号 平成27年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第34 議案第19号 平成27年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第35 議案第20号 平成27年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第36 議案第21号 平成27年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第37 議案第22号 平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会会長	今村昇	君
小清水町代表監査委員	重成一	男

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	権藤結	君
出納室長	加藤友幸	君
企画財政課長	金原武浩	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	鈴木祐之	君
産業課長	久保弘志	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	横田秀昭	君
子育て支援課長	河西定博	君
教育長	渡邊等	君
生涯学習課長	瀧口顕	君
農業委員会事務局長	久保弘志	君
監査委員事務局長	中野也	寸志

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也	寸志	君
書記	細川ひろみ		君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成27年第2回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
3番 下平正吾議員 8番 高橋隆文議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
遠藤満夫議会運営委員長。
○議会運営委員長（遠藤満夫君）はい、議長。
○議長（坂田秀昭君）はい、9番。
○議会運営委員長（遠藤満夫君）3月3日の議会運営委員会を開催いたしまして、日程を協議をいたしましたところ、3月10日、本日より3月17日までの8日間と決定をしたところです。
以上、報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって会期を本日から3月17日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を、中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配布しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に平成27年度町政執行方針を配付しております。
その他に、平成25年度財政状況を配布しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）おはようございます。

定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今季は毎週のように猛吹雪がオホーツク地域を襲い、頻繁に交通網が寸断されるなど、日常生活に大きな影響が続いておりましたが、3月に入りまして、徐々に冬の寒さも和らいでまいりました。

今後は季節が穏やかに経過していくことを願っているところでございます。

そうした本日、平成27年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、時節柄公私とも何かとご多用のなか、全員のご応召を賜り、平成27年度当初予算をはじめ、町政の重要案件についてのご審議をいただきますことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例町議会にご提案させていただきます案件でございますが、条例関係につきましては、新規制定及び一部改正8件、次に、人事案件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦及びオホーツク町村公平委員会委員の選任同意各1件、次に、平成26年度補正予算につきましては、国の緊急経済対策の対応として、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において創設された、地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、人口及び財政力指数等により、地方創生先行型が2938万2千円、地方消費喚起、生活支援型が1471万9千円、総額4410万1千円交付決定されましたので、本町においても取り組まなければならない緊急の課題と捉え、翌年度に繰り越して活用する5件の事業予算や除排雪経費の追加のほか、国、道などの補助事業の確定によるものや、予算の最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計など各会計補正予算6件、更に、平成27年度一般会計など、新年度の各会計予算6件、合わせて22の案件をご提案することとしておりますので、よろしくご審議を賜り、原案にご協賛下さいますようお願い申し上げます、本定例町議会招集にあたっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、下平正吾総務文教常任委員長長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（下平正吾君）それでは、私の方から総務文教常任委員会の報告を申し上げたいと思っております。

平成26年3月4日開会の第4回町議会定例会において、本委員会に付託を受けました、事務調査について報告いたします。

議案書5ページ、別紙1に記載の付託事件について、調査の経過及び結果のとおり、12日間にわたり委員会を開催し調査をいたしました。

主な、調査項目としましては、道内行政視察で調査いたしました、住居表示に関する調査をはじめ、平成25年度財政状況、嘱託職員を含めた職員人事管理、新小学校及び新中学校の運営状況、太陽光発電所視察、図書館、郷土資料館、学校跡地等町内教育施設の管理運営について現地調査をおこない、各担当者から説明を受けました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、高橋隆文経済厚生常任委員長長の報告を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）それでは経済厚生常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

平成26年3月4日開会の第4回町議会定例会におきまして、本委員会に付託を受けました、事務調査について報告をいたします。

議案書6ページ、別紙2に記載の付託事件につきまして、調査の経過及び結果のとおり、17日間にわたり委員会を開催し調査いたしました。

主な、調査項目といたしまして、道内行政視察で調査いたしましたグリーンツーリズムをはじめ、農作物の作況、畑地かんがい用水の利活用や農地の集積などの農業振興事業に関する調査、太陽光発電所の視察、町道をはじめとした公共事業の整備状況、鹿追町女性専用研修滞在型施設の視察調査について現地調査及び担当者の説明を受けたところでございます。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第1号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

○3番（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）労働者保護ルール改悪反対を求める意見書。

我が国においては、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働いており、現在、国においては成長戦略のなかで、解雇の金銭解決制度やホワイトカラーエグゼンプションの導入、限定正社員制度の普及などといった、労働者保護に関するルールの改定の議論がなされているが、働く者のデメリットのみではなく、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要であります。

同様に、労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招くおそれがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備が必要であります。

よって、国において、労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望いたします。

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度及び長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラーエグゼンプションの導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及など、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。

2つめ、労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替が生じないように、派遣労働者の利用を臨時的、一時的なものに限ることを原則としつつ、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇原則に向けた制度を整備すること。

3つめ、労働者保護に関するルール改定は、ILOの三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な審議がなされたうえで行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

慎重審議のうえで採択されますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第2号、農協関係法制度の見直しに関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

○8番（高橋隆文君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい8番。高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただいま上程されました、意見書案第2号についてご説明いたします。

農協関係法制度の見直しに関する意見書案でございます。

昨年6月、政府は規制改革実施計画を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、JAグループ北海道は、11月にJAグループ北海道改革プランを策定し、組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところです。

しかしながら、昨年11月、再び政府の規制改革会議は、准組合員利用規制等を含む農業協同組合の見直しに関する意見を政府に提出しております。

このような、規制改革をめぐる国の一連の動きについては、生産現場などから、JAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業の地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっております。

つきましては、今後、農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業農村の持続的発展をはかるため下記の事項について強く要望いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など地方創生のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、JA連合会の協同組合としての事業組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

4、中央会制度については、JAグループの意志を結集する機能、JAグループを代表する機能、JAグループをサポートする機能を十分に発揮できるよう、農協法上に位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

ご審議をいただき各関係機関に送付くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、決議案第1号、教育委員会の中立性を堅持する決議案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

○3番（下平正吾君）それではご説明申し上げます。

政府は2014年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、2015年4月1日から施行するとした。

今回の改正は、教育委員会を合議制の執行機関として残すものの、首長が教育に関する大綱を策定する。

教育委員長と教育長を一本化した新教育長が教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する。

首長が主宰する総合教育会議を新設するなど、首長、教育長の権限を強めている。

これにより、首長が新教育長の任免権を有し、首長が主宰する総合教育会議で教育委員と協議、調整を行うなど、教育の中立性が損なわれることが懸念される。

教育委員会制度は、戦前、戦中の教育行政システムが大きな惨禍を招いたことを反省し、教育の独立性、自主性、自律性を確保するために設けられたものである。

したがって、法施行後も教育の政治的中立性、継続性、安定性を担保し、子ども、保護者、地域の要請にもとづく民主的な教育委員会体制を堅持することを強く求めるものである。

1つ、教育委員会制度については、法施行後もこれまで同様に政治的中立性、教育の継続性、安定性、地域の要請の反映を維持し継承する制度を堅持すること。

2つめ、教育委員会での決定や運営については、保護者、学校現場、地域住民の意見を十分反映する民主的な教育委員会制度となるよう努めること。

以上、決議する。

慎重審議のうえ採択されますよう、お願い申し上げます、以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
決議案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、決議案第1号、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案3号、小清水町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第3号、小清水町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この改正につきましては、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的として定められている、行政手続法の改正に伴う条例の改正でございます。

改正内容につきましては、行政機関が行う行政指導や行政処分などにかかるもので、指導する際の根拠法令提示義務や指導される側からの中止の申し出、更には第3者からの行政処分を求める手続きの3つの制度を新たに加えるものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表の2ページをご覧ください。

はじめに、第33条第2項に行政指導を行う際における根拠法令を提示する規定を設けています。

第34条の2第1項から第3項に、行政指導を受ける者が指導の中止を求める手続きを規定し、次のページの第34条の3第1項から第3項に、法令違反者に対する処分を求める手続きに関し規定しております。

なお、附則につきましては、第1項に施行期日を平成27年4月1日からと定め、第2項に今回の改正により改正前の第33条第2項及び第3項が移動することに伴い、この条項を引用している町税条例について修正するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第4号 及び 議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第4号及び日程第12、議案第5号、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について。

小清水町教育長の服務に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第4号及び第5号について、一括してご説明いたします。

お手元の議案書21ページをご覧ください。

はじめに、議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてでございますが、この条例は教育委員会の改革を目的とした、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、関係する6つの条例を一括して整備するものでございます。

整備する内容につきましては、教育委員長と教育長の一本化による委員長の廃止と、新たな教育長の身分が一般職から特別職に変更されることにかかるもので、廃止する条例が、

第1条の、教育長の給与及び旅費に関する条例。

一部改正する条例が、

第3条の、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例。

第5条の、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例。

第7条の、小清水町特別職報酬等審議会条例。

第9条の、小清水町職員定数条例。

第11条の、小清水町議会委員会条例となっております。

また、それぞれの条例のつぎに経過措置を規定し、改正前に就任した教育長については、その任期中に限り、改正前の規定が効力を有することとしております。

つぎに議案書24ページをご覧ください。

議案第5号、小清水町教育長の服務に関する条例制定についてにつきましても、法律の改正に伴うもので、新たな教育長の服務規定を新規に制定するものでございます。

なお、施行期日については、いずれの条例も改正法の施行日平成27年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第4号及び議案第5号の2件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第6号、小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

河西子育て支援課長。

○子育て支援課長（河西定博君）ただ今上程されました議案第6号、小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正の主旨につきましては、ご案内のとおり、子ども子育て関連の3つの法律が、平成27年4月1日から施行されることとなりましたので、これに対応するための条文の整備が主なものでございます。

議案書では、26ページからになります。

合わせまして、別途お手元にお配りしております、この条例改正の新旧対照表をご覧ください。

第1条ですが、児童福祉法の保育に関する表現の変更に伴って、保育に欠けるという表現から保育を必要とするに改めるものです。

次に、第5条ですが、これまで保育に欠けるため、保育を実施する基準を定めておりましたが、子ども子育て支援法の規定に基づく、給付費の支給認定を受けることが前提条件となる旨を規定するものでございます。

2号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもであり、3号認定は、満3歳未満の子どもとして区分するものでございます。

この支給認定基準については、就労などによる事由と就労時間による保育時間の区分が導入されますが、これについては別途、町の規則として定めているところでございます。

第6条は、広域入所の契約の定めを規則に委任するというものでございます。

第7条では、保育所負担金、いわゆる保育料を規定しておりますが、根拠となります法律を引用し、文言を整理するものでございます。

最後に、附則ですが、子育て関連法律の施行となります平成27年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第7号、小清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

河西子育て支援課長。

○子育て支援課長（河西定博君）ただ今上程されました議案第7号、小清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

このたびの条例改正の主旨につきましては、町内3ヶ所のへき地保育所は、施設型給付を受ける保育施設ではありませんけれども、町立小清水保育所条例と同様に、子ども子育て支援制度の主旨に対応することとして条文の整備を行うものであります。

議案書では、28ページからになります。

合わせまして、別途お手元にお配りしております、この条例改正の新旧対照表をご覧ください。

第4条ですが、保育料の徴収に関する規定を明確化して、月の途中入所等の際の保育料を日割り計算とするものです。

次に、保育料を定めた別表ですが、これまで所得税額を基準に階層を設けて算定しておりましたが、これを新制度の基準と同様に市町村民税額の基準として、所得割課税世帯の区分をまとめて1つの階層とするものでございます。

なお、これまでの保育料の水準には変更がないものでございます。

最後に、附則ですが、第1項で施行期日として、子育て関連法律の施行となります平成27年4月1日からとし、第2項では、適用年度の区分を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第8号、小清水町特別養護老人ホーム条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横田愛寿苑長。

○愛寿苑長（横田秀昭君）ただ今上程されました、議案第8号、小清水町特別養護老人ホーム条例制定について、ご説明を申し上げます。

既にご承認をいただいております特別養護老人ホームの管理運営につきましては、本年4月よりJA北海道厚生連が指定管理事業者として管理運営を行なうこととなりますことから、地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者の取扱いについて、厚労省の指針により、利用者との契約や介護報酬の収受など、指定管理者が行うことができる業務の範囲を定めた、小清水町特別養護老人ホーム条例を新たに制定するものでございます。

議案書の30ページをご覧くださいと存じます。

制定の内容につきましては、条例題名を小清水町特別養護老人ホーム条例とし、第2条の規定により、名称を小清水町特別養護老人ホーム愛寿苑とするものでございます。

次に、第3条では、施設に入所できる短期入所生活介護、いわゆるショートステイの定員を8名、施設入所定員を50名とする現行施設の定員を定めております。

ページ変わります、31ページ第5条では、施設で行う事業として、第1号で要支援者及び要介護者の短期入所生活介護、ショートステイ事業を、第2号で特別養護老人ホームの管理運営事業、第3号では養護施設の確保、緊急避難施設の確保の観点から町単独事業を定めるものでございます。

次に、第6条では利用対象者を、第7条では利用申込及び契約について。

31ページ下段から33ページ中段まで、第8条及び第9条により、介護報酬及び実費費用の利用者負担について定めるものでございます。

次に、34ページ中段、第12条では指定管理者が行う業務の範囲及び利用料金の収受並びに、35ページの第5項では、第7条から第10条までの町長を指定管理者とする旨の読み替え規定を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、施行月日を平成27年4月1日からとし、第2項では小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑設置条例を廃止するものでございます。

なお、現在建設中の新しい施設が完成いたしますと、第2条の施設位置及び第3条の定員が変更

となりますことから、今後、本条例の一部を改正することとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第9号

○議長（坂田秀昭君） 日程第16、議案第9号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君） ただ今上程されました議案第9号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、新しい介護予防日常生活支援総合事業の創設など、地域支援事業に関する介護保険法の改正及び、平成27年度から3カ年を期間とする第6期介護保険事業計画に基づく保険料の改定が主な改正内容でございます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第6条の改正でございますが、市町村が行う介護予防事業の一つとなる介護予防日常生活支援総合事業等の創設に伴いまして、介護保険法にその定義が規定され、関係条項が改正されるのに伴い、引用する条項を改正するものでございます。

第12条は、保険料率の改定でございますが、本町の平成27年度から29年度までの3年間に於ける第6期介護保険事業計画の給付費総額などを勘案し、基準となる保険料を年額51600円に設定するものでございます。これを基に介護保険法施行令の区分に基づき、町民税本人課税層の細分化により追加となる段階を加え、各段階における保険料額を算出し、年額25800円から87700円までの保険料に設定したところでございます。

また、次のページの第14条は、ここで追加される段階における適用規定につきまして、第3項に追加する改正をおこなうものでございます。

次に3ページ、制定附則の追加でございますが、新たに創設されました介護予防日常生活支援総合事業等は、多様な主体による多様なサービスの充実などその受け皿の整備や、地域の特性を活かした取り組みを行うため、一定の時間をかけて準備する必要があることから、その実施は、改正介護保険法附則において、市町村が条例で定める期日まで猶予されるものでありまして、第16項では、介護予防日常生活支援総合事業の猶予期間を、第17項から第19項は、包括的支援事業として新たに追加される推進項目の猶予期間をそれぞれ定めるものでございます。

最後に、改正附則でございますが、第1項は、施行期日を、第2項は、平成26年度以前の保険料にかかる経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第10号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました、議案第10号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

この改正は、条例で規定する町道の占用料の額を改定するものでございますが、占用料の額につきましては、一般的に道路の地価、土地の価格を勘案して算定することとされておりまして、町では平成12年以降改定しておりませんでしたので、近年の地価の動向を踏まえ、今回改正するものでございます。

改正にあたりましては、国道における占用料の額が道路法施行令で定められることとなっておりますが、これが全国的な地価の下落を反映して平成26年に改正されておりまして、北海道でもこれに準じて占用料の改定を行っておりますことから、国道及び道道の占用料との整合を図るうえでも、道路法施行令に準拠する額として町の占用料を改定するものでございます。

改正の内容につきましては、配付しております新旧対照表をご覧ください。

条例別表の占用料の単価を、表のとおり改正するものでございますが、占用物件欄の法第32条第1項第1号に掲げる工作物とは、電柱や電線などこれに類する工作物でございまして、この中の第1種電柱では1本で1年当たり770円から310円に改定することとしております。

以下、ご覧のと通りの単価となっておりますが、物件の法第32条第1項第2号に掲げる物件とは水道管や下水道管などこれに類する物件でございます。

法第32条第1項第6号に掲げる施設とはお祭りの露店などでございます。

令第7条第1号に掲げる物件は、看板や標識、旗ざおなど。

令第7条第4号及び第5号に掲げるものは工事用の板囲い、足場などでございます。

なお、この条例につきましては、平成27年4月1日より施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回価格が改定される中で、固定で電柱だとか、毎年決まってる金額というのがあると思うんですけども、その部分については、だいたい年間どれくらいの使用料の収入があるんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）道路の占用料につきましては、本年度の予算額で、324万円を計上しておりました。

今回の改正に伴いまして、27年度予算では146万8千円と見込んで計上しております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（坂田秀昭君）なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第11号 乃至 議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第11号乃至、日程第23、議案第16号、平成26年度小清水町一般会計補正予算第8号について。

平成26年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号について。

平成26年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について。

平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算第4号について。

平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第3号について。

平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました議案第11号乃至第16号、平成26年度小清水町各会計補正予算について、はじめに議案第11号、小清水町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5750万9千円を減額し、予算の総額を52億8917万9千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正は、平成25年度から着手しました斜里郡3町終末処理事業が完了したことに伴い、事業費総額及び平成26年度の年割額をそれぞれ実績額に変更するものです。

第3表、繰越明許費補正は、総務管理費において国の補正予算第1号に関連して補助採択を受けました公共施設Wi-Fi整備事業を、農業費において道営事業の繰り越しに伴い農地整備事業を繰り越すほか、昨年末閣議決定された、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において創設された、地域住民生活等緊急支援のための交付金の内、地域消費喚起生活支援型として商工費で地域商業活性化事業及びプレミアム商品券販売事業を、地方創生先行型として、総務管理費で、まちひとしごと総合戦略策定事業及び企業立地促進事業を、保健体育費において少子化対策、給食費無償化事業につきまして、それぞれ翌年度に繰り越して事業の執行を行うこととし、追加するものです。

次のページ、第4表、債務負担行為補正は、スクールバス運行业務委託料で新年度より土曜事業実施回数増に伴う、登下校便等の増車による限度額の増額、学校等給食業務委託料では、町立保育所の入所児童数の増加により、学校給食センターは土曜授業実施回数増により限度額の増額を行うものであります。

次のページ、第5表、地方債補正の1追加ですが、繰越事業で実施する公共施設Wi-Fi整備事業に係る起債の追加と、2変更は、小学校通り整備事業債など4件の事業費確定による借入限度額を変更するものでございます。

次に、歳出予算についてですが、執行見込額残額の減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明をさせていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

補正予算書20ページ、主要施策調1ページ及び2ページになります。

はじめに、2款総務費ですが、1項総務管理費は、4目財産管理費、25節積立金で、繰替運用に伴う利子積立として公共施設整備基金積立金5万4千円、1件のふるさとづくり寄附金の積立金5千円をそれぞれ追加、5目防災費は15節工事請負費で、繰越明許費でご説明いたしました公共施設Wi-Fi整備工事請負費1880万3千円追加、6目企画広報費は、8節報償費で、まちひとしごと総合戦略策定にかかる外部見識者に対する委員謝礼58万2千円、13節委託料でまちひとしごと総合戦略策定業務委託料400万円、19節負担金補助及び交付金で企業立地促進事業費補助金671万9千円をそれぞれ追加、次のページになります総務管理費の補正額合計2723万8千円を追加計上、4項選挙費は、執行額の確定に伴いまして79万3千円減額するものであります。

次に補正予算書22ページ、主要施策調べ3ページから7ページになります。

3款民生費ですが、1項社会福祉費は、10目介護保険対策費、19節負担金補助及び交付金で、利用者数増加にともない、利用者負担軽減対策事業費補助金58万1千円、高齢者給食サービス事業費補助金25万円をそれぞれ追加するほか、他の費目において執行見込額の減額を行い、合計で849万7千円減額、次のページになります2項児童福祉費は、2目児童措置費において、出生数減等により児童手当238万円減額、4目保育所費は執行見込額の減額で、合計253万円減額計上するものであります。

次に補正予算書同じく23ページ、主要施策調べ8ページから11ページになります。

4款衛生費は、1項保健衛生費、4目医療保険費、19節負担金補助及び交付金で、平成25年度負担額確定に伴う精算減として後期高齢者医療広域連合負担金590万1千円減額、次のページになります28節繰出金で、国民健康保険の保険料軽減対策分として予算措置しておりました基準外繰出金5000万円を含む国民健康保険特別会計繰出金5295万9千円減額、5目環境衛生費は、19節負担金補助及び交付金で、当該年度単独事業追加及び継続費事業の減などによる斜里郡3町終末処理事業組合負担金13万円追加、合わせまして6730万3千円を減額計上するものであります。

次に補正予算書、同じく24ページ下段、主要施策調べ12ページから21ページになります。

6款農林水産業費は、1項農業費、1目農業委員会費、4節共済費で不足となる雇用社会保険料1万円追加、次のページになります3目農業振興費は、19節負担金補助及び交付金で、事業費確定による各補助金を減額する他、道の補助採択がありました強い農業づくり補助金318万2千円、人農地問題解決加速化支援事業費補助金50万円をそれぞれ追加、5目農業農村基盤整備推進費は、13節委託料で、緑地区の小水力発電施設概略設計等に係る農村地域資源利活用事業委託料149万6千円減額、次のページになります19節負担金補助及び交付金で、道営農地整備事業小清水南地区の当該年度事業費減額分と、小清水南地区繰越明許費事業実施に係る事業費増分として、道営農地整備事業負担金1621万4千円減額、農業費合わせまして1988万5千円を減額計上、2項林業費は、執行見込額の減額で、2目林業振興費で164万8千円、3目町有林費で163万2千円、次のページになります林業費合わせまして328万円減額計上するものであります。

次に補正予算書27ページ、主要施策22ページから24ページになります。

7款商工費は、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金で、経営事業費増などともない、商工会経営改善普及事業費補助金45万8千円追加、翌年度の繰り越し事業といたしまして、地域商業活性化事業費補助金660万円、緊急経済対策支援事業費補助金1400万円をそれぞれ追加、3目観光振興費は執行見込額の減額で、商工費合わせまして2070万円を追加計上するものであります。

次に補正予算書28ページ、主要施策調べ25ページから27ページになります。

8款土木費は、1項土木管理費で執行見込額の減額で15万2千円減額、2項道路橋梁費は、2目道路新設改良維持費、13節委託料で、除排雪費用に不足が見込まれることから、町道管理業務委託料2000万円追加するほか、工事請負費の確定による減額、執行見込額の減額を行うもので、次のページになります道路橋梁費合わせまして94万4千円を追加計上、3項住宅費は、執行見込額の減額で82万円減額計上、次のページになります4項河川費は、執行見込額の減額で2万円減

額計上するものであります。

次に補正予算書同じく30ページ、主要施策調べ28ページになります。

9款消防費は、執行見込額の減額で94万円減額計上するものであります。

次に補正予算書同じく30ページ、主要施策調べ29ページから32ページになります。

10款教育費は、1項教育総務費、1目教育委員会費で執行見込額の減額を行うほか、次のページになります2目義務教育振興費以下、5目就学指導委員会費まで同様に執行見込額の減額で、合わせまして322万1千円減額計上、2項小学校費は、執行見込額の減額で、次のページになります、小学校費合わせまして96万2千円減額計上、3項中学校費は、執行見込額の減額で合わせまして157万円減額計上するものであります。

5項社会教育費は、1目社会教育総務費で、執行見込額の減額を行う他、次のページになります3目社会教育施設費、15節工事請負費で、止別公民館整備工事請負費1161万7千円減額、合わせまして、1521万4千円減額計上するものであります。

6項保健体育費は、3目給食センター費、13節委託料で、翌年度繰り越し事業として実施する少子化対策、給食費無償化事業として給食業務委託料1885万円追加を行うほか、合わせまして1879万6千円追加計上をおこなうものであります。

続きまして歳入予算ですが、補正予算書12ページにお戻り下さい。

はじめに、11款分担金及び負担金ですが、1項分担金、1目農林水産業費分担金は、畑地かんがい施設に係る町営土地改良事業分担金2万9千円減額、道営農地整備事業に係る受益者負担金として小清水北及び南地区の事業量減及び小清水南地区の翌年度繰り越し事業実施に伴う負担金の増を合わせまして673万7千円減額、2項負担金、1目民生費負担金で、利用者負担金の見込減で、生きがい活動支援通所事業利用負担金23万5千円減額計上するものであります。

次のページになります13款国庫支出金、1項国庫負担金は、いずれも事業費の確定による増減で、合わせまして195万6千円減額、2項国庫補助金は、1目民生費国庫補助金で、道費より国費に負担割合が変更になったことにより、保育緊急確保事業費補助金673万8千円追加、5目総務費国庫補助金において、翌年度繰り越し事業の特定財源となります地域住民生活等緊急支援交付金4410万1千円、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金800万円追加するほか、事業費の確定に伴います減額計上を合わせまして5031万3千円追加計上、次のページになります3項国庫委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査交付金の執行額確定に伴い73万8千円減額計上をおこなうものであります。

14款道支出金、1項道負担金は、それぞれ事業費の確定に伴いまして合わせて148万7千円減額計上、2項道補助金は、1目総務費道補助金で、翌年度繰り越し事業の特定財源となります地域住民生活等緊急支援補助金216万2千円追加、2目民生費道補助金は、事業費確定に伴う減額を行うほか、次のページになります国費との負担割合の変更等に伴い、子育て支援補助金600万円減額、保育緊急確保事業費補助金373万8千円追加計上、4目農林水産業費道補助金で、道の補助事業の採択があった、強い農業づくり事業費補助金318万2千円、人農地問題解決加速化支援事業費補助金50万円をそれぞれ追加するほか、事業費の確定に伴う増減を合わせまして458万4千円減額計上するものであります。

次のページになります15款財産収入は、1項財産運用収入で、公共施設整備基金利子5万4千円追加、2項財産売却収入で、立木売却収入71万5千円追加計上するものであります。

16款寄附金は、1件の寄附金5千円を追加計上するものです。

次のページになります17款繰入金は、介護予防支援事業の余剰見込み分追加で、介護保険特別会計繰入金71万6千円追加計上を行うものであります。

19款諸収入は、3項団体支出金、3目後期高齢者医療広域連合交付金で、検診受診者の増に伴い検診業務委託金13万4千円追加、4目道営事業団体負担金で、道営農地整備小清水北及び南地区の網走市、清里町負担分として食料供給基盤強化特別対策事業負担金151万7千円追加、合わせまして165万1千円追加計上するものであります。

次のページになります4項雑入は、嘱託職員に係る保険料収入減額のほか斜網地域維持管理協議

会の事業費確定による追加など合わせまして37万5千円追加計上するものであります。

20款町債は、第5表地方債補正でご説明しましたとおり、事業費の追加、確定等によります増減で、総額930万円を減額計上するものであります。

そのほか、財源調整といたしまして、9款地方交付税で、1億2736万1千円減額、18款繰越金で、4108万9千円追加減額計上するものでございます。

なお、前年度繰越金につきましては、今回の追加計上で最終となり、総額2億697万9千円となるものであります。

なお、34ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費等に係る人件費の増減額分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第12号、国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書38ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1150万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4808万7千円とするものでございます。

47ページをお開き下さい。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費はいずれも執行見込額の精査によるもので、1項総務管理費で57万3千円、3項運営協議会費で5万円をそれぞれ減額計上するものです。

次のページ、2款保険給付費は、一般及び退職被保険者に係る療養給付関係諸費につきまして、給付推計等によりましてそれぞれ減額計上することとし、1項療養諸費総額で、9903万4千円、次のページ、2項高額療養費総額で1640万円、5項葬祭諸費で12万円を減額計上するものです。

次のページの3款後期高齢者支援金から、51ページ7款共同事業拠出金につきましては、いずれも今年度の額が確定しましたことから、それぞれの確定額で追加又は減額計上するものです。

8款保健事業費は、1項特定健康診査等事業費で、各事業の執行見込みにより31万7千円減額、次のページの2項保健事業費で、同様に委託料を10万円減額するほか、一般被保険者予防接種事業負担金は、今年度もインフルエンザ予防接種事業が調整交付金の対象となりますことから、国保加入者の接種実績172名分38万5千円を一般会計に振り替えることとして追加計上するものです。

10款1項償還金につきましては、平成25年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の、事業実績による額の確定がありましたので、国庫及び道支出金においてそれぞれ超過交付されました総額1232万4千円を返還金として追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして42ページをお開き下さい。

1款1項国民健康保険料は、退職被保険者の減少に伴い、医療給付費分等各区分毎の保険料調定見込額から推計し、353万8千円減額、2款1項国庫負担金は、歳出で減額しましたように、今年度の医療費が減少傾向にありますので、療養諸費等に係る療養給付費等負担金3277万7千円減額のほか、それぞれの算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、減額又は追加計上するものです。

次のページになります、2款2項国庫補助金以降、3款療養給付費交付金、4款前期高齢者交付金、5款道支出金、6款共同事業交付金につきましても同様に、それぞれの算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、追加又は減額計上するものです。

45ページになります、8款1項一般会計繰入金につきましては、事務費等の歳出見込額に医療費等の推移を勘案し、加えて、9款前年度繰越金2941万7千円の追加計上による財源調整によりまして、保険料軽減対策分として措置しておりました基準外繰入金を含む5295万9千円を減額計上するものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第13号後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

補正予算書では55ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ353万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7904万円とするものでございます。

60ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、執行見込額精査による執行残について、1款総務費及び4款諸支出金でそれぞれ減額計上するほか、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合からの額の確定通知によります事務費負担金69万9千円減額に、保険料調定見込額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります、保険料等負担金441万9千円追加の、差引372万円を追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして58ページになります。

1款1項後期高齢者医療保険料は、保険料調定見込額から現年度分510万8千円追加、2款1項一般会計繰入金は、歳出で申しあげました事務費及び保険基盤安定負担金の確定によります210万2千円減額、3款繰越金は、額が確定してます前年度繰越金47万8千円を追加、4款4項雑入は保険料過誤納金払戻金に対する広域連合からの還付金収入5万円を追加計上するものです。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第14号介護保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

補正予算書62ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定においては1030万1千円を追加、サービス事業勘定においては120万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、保険事業勘定4億165万5千円、サービス事業勘定2億4575万8千円とするものでございます。

74ページをお開き下さい。

はじめに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、介護保険制度の改正による報酬改定などに対応するため、介護保険システムの改修費として委託料296万5千円追加計上するものです。

2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護、高額介護及び特定入所者介護それぞれの給付費で、今後の執行見込みの推計によりまして、追加又は減額し、差引合計277万2千円を追加、3款1項地域支援事業費も執行見込み精査によります53万円を減額計上するものです。

次のページになります、4款1項基金積立金は、本年度、第5期計画の最終年次となりますので、計画期間における決算見込から509万4千円を基金に積み立てることとし、追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして70ページをお開き下さい。

1款介護保険料につきましては、保険料収入見込みの推計により現年度、滞納繰越分合わせて379万1千円追加、2款国庫支出金は、まず最下段の2項国庫補助金、3目介護保険事業費等補助金で、制度改正に伴う介護保険システムの改修費に対する財源として補助金144万8千円追加のほか、給付見込みの推計に基づき負担割合に応じた負担金、交付金で追加又は減額計上するものです。

次のページ、3款道支出金、4款支払基金交付金につきましても、それぞれ負担割合に応じた見込額について減額計上するものです。

次のページになります、6款1項一般会計繰入金ですが、介護保険事業費分は執行見込みにより151万7千円追加、保険給付費分は給付見込みの負担割合に応じて23万8千円追加、地域支援事業費分は執行見込みにより12万3千円減額し、差引合計163万2千円を追加、2項基金繰入金は、収支見込みから財源調整分の繰り入れ残額316万4千円を減額、7款繰越金は、額が確定

しております保険給付費分前年度繰越金 878万8千円を追加計上するものです。

続きまして、サービス事業勘定歳出予算の補正ですが、82ページをお開き下さい。

1款1項サービス事業費になりますが、一般管理費は、1月に追加採用しました嘱託職員の住宅通勤手当など不足分11万3千円追加、3目介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画費収入の増により収支黒字額が増加する見込みですので、一般会計繰出金71万6千円追加、4目特別養護老人ホーム費は、執行見込みの精査による執行残をそれぞれ減額することとし、合計で203万6千円を減額計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして79ページになります。

1款1項介護給付費収入及び2項自己負担金収入につきましては、それぞれ対応するサービス事業の利用実績見込みの推計により、追加又は減額計上するものです。

次のページ、2款1項一般会計繰入金は、特別養護老人ホーム事業費の収支見込み精査から183万6千円減額、4款1項雑入は、嘱託職員等の社会保険料など保険料収入で38万円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次、服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）続きまして議案第15号、平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の84ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万4千円を減額し、予算の総額を2億4169万5千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、89ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、1款1項2目一般管理費で、21万2千円の減額、2款1項1目維持管理費で187万2千円の減額、いずれも執行見込みによるものでございまして、あわせて208万4千円を減額計上いたしました。

次に、歳入でございますが、87ページをお開き下さい。

財源調整といたしまして、繰越金208万4千円減額計上いたしました。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして議案第16号、平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の91ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ287万8千円を減額し、予算の総額を1億4128万5千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、96ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、1款1項1目一般管理費で15万円の減額、2款1項1目維持管理費で11万2千円の減額、2款2項1目建設改良費の農業集落排水施設機能強化対策計画策定業務委託料で261万6千円の減額、いずれも執行見込みによるものでございまして、あわせて287万8千円減額計上いたしました。

次に、歳入でございますが、94ページをお開き下さい。

補助事業である計画策定業務の減額に伴い農業集落排水事業費道補助金で130万8千円の減額、また、財源調整といたしまして、繰越金157万円減額計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第11号、平成26年度小清水町一般会計補正予算第8号について、質疑を受けます。

○7番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）一般会計補正予算につきまして、特にですね、地域住民生活等緊急支援の為の交付金について、冒頭にも町長の方から4410万1千円ですか、交付されるということなんですが、特にこの点については、二つに分かれると思うんですが、地域消費喚起生活支援型ともう一つは地方創生先行型ということで、生活支援型についてはだいたい了解しましたが、地方創生先行型というのは、申し訳ないですけどももう一度整理して簡潔に再度説明を願いたいのと、この先行型の今後の見通しですね、27、28年今後の見通しについても、もし分かればご説明もいただきたいというふうに思います。

それと、予算説明書の20ページのですね、15節、失礼、13節の委託料400万円についての企画広報費が載ってございますが、この委託料の今後の中味についても説明をいただきたいと思います。

それと、24ページの4款の1項、28節の国民健康保険特別会計繰出金、5295万9千円、これについては、どうなんですかね、当初基準外で入れた分を除く分については、基金に繰り入れるという方法があるんじゃないかと考えるんですが、その点ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）それでははじめに私の方から、交付金いわゆる地域住民生活等緊急支援のための交付金について、若干制度概要も含めましてですね、改めてご説明させていただきたいと思います。

地域住民生活等緊急支援交付金の制度趣旨それから概要についてはですね、物価の動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応を絞った対応をすることとしてですね、それと合わせて地方が直面する構造的な課題に実効ある取組を通じて地方の活性化を促すことを目的として実施されるものでありまして、具体的には、議員さんもおっしゃったとおり、回復の遅れる地方の消費喚起、それと生活支援を目的とした消費喚起生活支援型交付金事業、国のベースでいきますと2500億円、それと地方版総合戦略の策定を支援し、しごととひとの好循環の確立を目的といたしました地方創生先行型交付金事業、これが1700億円計上し、二つの交付金制度で実施されているものであります。

本町の交付金の限度額につきましては、それぞれの交付金の限度額の算出方法に基づき積算されて、消費喚起生活支援型につきましては1471万9千円、地方創生先行型が2938万2千円、合計で4410万1千円、その他にプレミアム商品券の販売事業にあつては、道の間接補助金分として、216万2千円、これが特財として交付されるものであります。

基本的に、交付金の対象メニューというところに移りますけども、国としてですね推奨する支援施策の例示はあります。メニュー的にですね、例示はあるんですけども、あくまでも国としては例示にとどめて、最終的にはどのような事業に、どのように組み合わせて実施していくかというのは、地方公共団体の裁量にまかせるという形の中ですべてなっておりますので、一つ目としての消費喚起生活支援型については、国の推奨メニューであります、プレミアム商品券を主体として実施、それから地方先行型につきましてはですね、交付金の中で、定額対象の交付となっております、まちひとしごと総合戦略の策定をなさいたいということの中で、定額交付をなっておりますので、それに対する交付金の使用ということで、委員の謝礼、それから策定業務委託料400万円を計上してあります。

その他に企業育成というメニューがありますので、本町といたしましては企業育成のメニューを使いまして、山口油屋福太郎に対する雇用増と固定資産税に対する支援を平成27年度実施分の前倒しとして実施すると、その他に合わせて少子化対策という分野で、給食費の無償化事業を実施することとして、町内において政策会議を開きまして事業選定をおこなったところでありますので、事業の実施についてはご理解をいただきたいと思います。

なお、今後の交付金の28年度以降の推移等でございますけども、まだ具体的に国の方からこの交付金がどの程度存続するのか、今一部の情報でありますと、地方交付税の中で若干算定要素が盛り込まれるというふうにも聞いておりますけども、まだ具体の算定方法が明らかになっていない、

先程ご説明いたしましたように、交付金の存続関係がまだ明らかになってございませんので、今後の国の動向を見極めながら、新たな事業に対する交付金の充当等も含め、検討して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと2つ目にありました総合戦略策定業務の内容というところでございます。

委託業務の内容なんですけども、地方版の総合戦略を策定しなさいと、起草作業を行いなさいということで、交付金が定額交付になっているところでございます。

この策定につきましてはですね、広く住民から産官学金労言とまでいってましますけども、これらの関係者の意見を聞きつつですね、地方公共団体が自ら策定しなさいということとなっておりますので、現時点は検討段階ですけども、町民、それから産官学金労言の方々に委員委嘱を行いながら数回の策定業務を行ってですね、総合戦略版への反映を予定しているところでございます。

従いまして今回業務発注を行う内容につきましては、戦略策定のために必要となる事実関係の調査が主なものとなりますので、具体的には人口動向の分析、それから人口の変化が地域の将来に与える影響の考察などが主な業務内容となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）4款の国民健康保険特別会計繰出金の減額の関係で余剰が見込める分については、基金に積み立てる道もあるのでないかというご質問かと思っておりますが、ご存じのように国民健康保険の特別会計は歳入保険料、国庫交付金等でまかなうのが原則とされておりますが、26年度におきましては、基準外繰入5000万円の当初予算のうちおよそ3000万円弱を活用する中で保険料は25年度水準に抑制させていただいているところであります。

しかしながら、医療費が安定から減少傾向に向かひまして、26年度の見込みでおよそ1億1000万円程の減額、これに対する国庫道負担金等の収入も関連してきますので、8400万円程度の減額にはなりますが、およそ2000万円程度の余剰が見込まれると、それに合わせて前年度からの繰越金で2900万円程度、繰越ができましたので、ある程度余剰が見込めております。

しかしながら、平成23年度から、23年度は300万円、平成24年度は6000万円の一般会計からの基準外の繰入らをお願いいたしますので、そのへんの影響もあり、繰越金が見合ってくるので、いったんここで、5000万円返すという形ではなく、最終的に余剰が見込まれましたので、ここでいったん整理をしてですね、今年度の収支見込みでもおよそ3000万円程度の繰越が現在見込まれていますので、それを27年度で活用しながら、27年度の医療費の動向によっては繰入金の関係も含めて整理し、以降自主財源で賄える部分については、積立をもっていければと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○7番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方、ございませんか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成26年度小清水町国民健康保健特別会計補正予算第1号について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成26年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ごございませんか、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算第4号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第3号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第16号、原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時33分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第23号

○議長（坂田秀昭君）日程24、議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

現在の委員である、佐藤清氏は、平成18年4月に就任されて以来、本町の人権擁護活動にご尽力をいただいておりますが、本年3月31日をもって3期目の任期が満了いたしますことから、次期人権擁護委員としての候補者を推薦する必要があるものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることが使命とされており、人格、識見ともに優れ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められているところでございます。

これらを勘案し、候補者について検討いたしました結果、現在の委員である佐藤氏を引続き適任者として推薦したいと存じますが、別途お配りしている履歴書のとおり活躍されておりまして、優れた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより議会の意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、森田副町長。

○副町長（森田明君）大変申し訳ないんですが、議案のご訂正をお願いいたしたいと思っております。

ただ今の人権擁護委員候補者の推薦について、議案第22号となっておりますけれども、議案第23号の誤りでございますので、ご訂正をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）議案第23号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。

◎同意第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第25、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

公平委員会につきましては、職員の勤務条件や不利益な処分に対する不服申立てなどを審査する機関として、地方自治法及び地方公務員法により設置が義務づけられており、委員定数が3名で任期は4年と定められております。

オホーツク町村公平委員会は、本町を含む13の町村と4つの一部事務組合が共同で設置しているところですが、現委員のうち平成19年に就任した、田中誠委員が、本年3月31日をもって任期満了となるため、関係する町村で選考した結果、後任に前西興部村長の高畑秀美氏を選任いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

高畑氏の経歴につきましては、別途お配りしております履歴書のとおり、西興部村役場に長年勤務されたのち、平成15年から3期12年間にわたり村長を歴任されており、円満な人柄と豊富な行政経験をお持ちの方でございまして、公平委員に適任と存じますので、選任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）説明が終わりました、お諮りいたします。

同意第2号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定いたしました。

◎議案第17号 乃至 議案第22号

○議長（坂田秀昭君）日程第26、議案第17号乃至日程第31、議案第22号、平成27年度小清水町一般会計予算について。

平成27年度小清水町国民健康保険特別会計予算について。

平成27年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成27年度小清水町介護保険特別会計予算について。

平成27年度小清水町簡易水道特別会計予算について。

平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、合わせて各会計予算案の提案説明を求めます。

なお、各会計予算案の歳入歳出に関する事項別の説明につきましては、既に各担当課長より説明を受けておりますので、主要なものについてのみ説明されたいと思います。

なお、昼食時間が若干ずれますけれども町政執行方針の説明終了まで本会議を続けたいと思いますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

林町長。

○町長（林直樹君）本日ここに、平成27年第2回小清水町議会定例会が開催され、平成27年度各会計予算案をはじめ、各般にわたる枢要な案件につきましてのご審議をいただくにあたりまして、平成27年度の町政運営に取り組む所信の一端と施策の大綱をご説明申し上げ、町議会議員の皆さまをはじめ、町民皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

（町政執行方針・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 12時23分
再開 午後 1時29分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

林町長。

○町長（林直樹君）それでは14ページでございます。

引き続き、議案第17号乃至議案第22号、平成27年度小清水町各会計予算案についてご説明申し上げます。

一般会計、56億4200万円、国民健康保険特別会計、10億1534万円、後期高齢者医療特別会計、8290万円、介護保険特別会計、4億7254万4千円、簡易水道特別会計、1億4172万円、農業集落排水事業特別会計、1億5649万1千円、合計75億1099万5千円と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として予算案の大要については副町長から説明申し上げますが、何卒よろしくご審議を賜りまして、原案にご協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後とも町政の推進にあたりましては、町議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）森田副町長。

○副町長（森田明君）引き続きまして、各会計予算案の主要事項を中心に説明させていただきます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分
再開 午後 2時26分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

森田副町長。

○副町長（森田明君）31ページ中程でございます。

7の商工費関係でございます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お諮りいたします。

明日は、議案調査のため休会にしたいと思います。

したがって、明後日、12日は、午前9時30分より本会議を開きたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、大変ご苦労さまでした。

(午後3時00分)